建築計画概要書等の閲覧について

福島県相双建設事務所の建築計画概要書等の閲覧時間等は以下のとおりです。
本ページは福島県建築計画概要書等閲覧規則第5条に基づき掲載しています。

令和7年4月1日現在

閲覧文書	概要 （保存されている図書の期間）	閲覧方法	閲覧時間
建築計画概要書	建築基準法施行規則第1条の3第1項第二号に基づく書類 （概ね昭和50年度以降）	窓口(紙)	9:00～16:30
築造計画概要書	建築基準法施行規則第3条第2項第二号に基づく書類 （概ね平成18年度以降）	窓口(紙)	9:00～16:30
定期調査報告概要書、定期検査報告概要書	建築基準法施行規則第5条第3項及び同第6条第3項に基づく書類 （概ね平成22年度以降）	窓口(紙)	9:00～16:30
建築基準法令による処分等の概要書	建築基準法施行規則第6条の3第1項第一号に基づく書類 （概ね平成10年度以降）	窓口(紙)	9:00～16:30
全体計画概要書	建築基準法施行規則第10条の23第1項第二号に基づく書類 ―	不可※1	―
指定道路図	建築基準法施行規則第10条の2第1項に基づく書類	5号道路 Web※2 2項道路 不可	―
指定道路調書	建築基準法施行規則第10条の2第1項に基づく書類	不可	―

※1 上表で不可としている図書は、当所で整理が済んでいないため閲覧できない状況です。
準備が整い次第当HPで公表いたします。ご迷惑をおかけして申し訳ありません。
※2 道路位置指定図は以下のページにて公表しています。
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/shiteidourozu.html